

議員提出議案第21号

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年10月17日

提出者

6 番 米 川 大 二 郎      2 4 番 平 田 み つ よ し

2 5 番 筒 井 た か ひ さ      2 9 番 上 村 や す 子

3 0 番 三 小 田 准 一      3 1 番 中 村 し ん ご

3 2 番 荒 井 彰 一      3 3 番 上 原 ゆ み え

3 4 番 出 口 よ し ゆ き      3 5 番 安 西 俊 一

3 9 番 米 山 真 吾

葛飾区議会議長 秋 家 聡 明 殿

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手・指・体などの動きや顔の表情を使って表す、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。また、手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、必要な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしその一方では、聾学校において手話が禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に国連総会において採択された障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

日本政府は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けていることから、早急な対策が求められている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さ

らには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を早急に制定するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。